⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑷　落札者の決定方法　独立行政法人放射線医学総合研究所が作成した予定価格の制限の範囲内で、契約担当役が定める総合評価の方法をもって得られる評価値の最も高い有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
⑸　手続における交渉の有無　無。
⑹　契約書の作成の要否　要。
⑺　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。
⑻　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴と同じ。
⑼　技術提案書のヒアリングは必要に応じて行う。
⑽　一般競争参加資格を有していない者の参加　上記２⑷に掲げる一般競争参加資格を有していない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑾　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Shinichi Kuroki, Executive Director, National Institute of Radiological Sciences
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of Building for National Institute of Radiological Sciences
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M. 1, August, 2014
⑸　Time-limit for the submission of tenders : 2 : 00 P.M., 10, September, 2014 (tenders submitted by mail : 5 : 00 P.M., 9, September, 2014)
⑹　Contact point for tender documentation : Contract and Property Management Section, National Institute of Radiological Sciences, 4―9―1 Anagawa, Inage-ku, Chiba-shi Japan 263―8555 (TEL 043―206―3015, E-mail : nyuusatsu@nirs.go.jp)

○第７号

1　工事概要等
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　放射線医学総合研究所　基幹整備工事（特高受変電設備等）
⑶　工事場所　千葉県千葉市稲毛区穴川４丁目９番１号　放射線医学総合研究所構内
⑷　工事内容　本工事は、特高受変電設備（66KV、２回線受電）の更新、配電設備（主変圧器にて6.6KVに降圧し、各２次変電所に供給）、配電用高圧ケーブル及び自家発電設備の更新を行う。また、自家発電設備を含めた電力監視設備の構築を行う。なお、関連する建築・電気設備・機械設備工事は別途発注される予定である。
⑸　工期　平成27年３月31日まで。
⑹　使用する主要な資機材　特別高圧受変電設備、高圧配電設備、中央監視設備、自家発電設備、構内配電線路　一式
⑺　本工事は、工事施工について、「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」（以下、「技術提案書」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。
⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2　競争参加資格
⑴　独立行政法人放射線医学総合研究所契約事務取扱細則第８条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者についてはこの限りでない。
⑵　独立行政法人放射線医学総合研究所契約事務取扱細則第９条第１項の規定に該当しない者であること。
⑶　独立行政法人放射線医学総合研究所又は文部科学省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
⑷　文部科学省において電気工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が1,100点以上であること。
⑸　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑷の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑹　平成11年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次の①～③全ての基準を満たす同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
①　22KV以上の特別高圧受変電設備（ＧＩＳ　ガス絶縁開閉装置含む。）の新設工事又は全面的な更新工事の実績を有すること。なお、構成部品の取替等の軽微な工事は除くものとする。
②　１件の工事において、変圧器合計容量が3,750KVA以上の高圧受変電設備の新設又は全面的な更新工事の実績を有すること。なお、構成部品の取替等の軽微な工事は除くものとする。
③　自家発電設備（1,500KVA以上）の新設または全面的な更新工事の実績を有すること。なお、構成部品の取替等の軽微な工事を除くものとする。
⑺　次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　平成11年度以降に上記⑹に掲げる工事を施工した経験を有する者であること。
③　監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
④　配置予定の監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、直接的な雇用関係とは、入札参加者と配置予定監理技術者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいい、恒常的な雇用関係とは、入札参加者から入札の申込みのあった日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあること。
⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、独立行政法人放射線医学総合研究所又は文部科学省から指名停止の措置を受けていないこと。
⑼　１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑿　契約担当役が別に指定する誓約書に暴力団等に該当しない旨の誓約をできること。

3　総合評価に関する事項
⑴　総合評価の方法
①　「標準点」を100点、「加算点」は最高30点とする。
②　「加算点」の算出方法は、⑵の評価項目ごとに評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。